

設置経緯からみた 東京 23 区における都立公園の類型*

三根 正大

1. 序論

1-1. 特異な歴史を持つ東京と東京の公園

東京において、公園はいかにして設置されてきたのだろうか。これが本稿における基本的な問いである。

東京はその歴史において特異である。東京の前身である江戸は 400 年以上前から都市機能を持ち始め、ほどなくして人口 100 万人を超えた当時から世界有数の大都市であった。その都市性を受け継いだ東京は、明治維新による政変と、急改造とも言える都市の近代化を経験している。さらに、関東大震災や東京大空襲で多くの地域が焼失し、その度に復興を繰り返したことを顧みると、東京がいかに特異な歴史をたどった都市であるかということに気づく。

公園は、様々な目的によって設置される。公園設置の目的とは、都市に必要な様々な機能を確保する場を形成するためである。例えば、「遊覧・憩いの場」、「集いの場」、「運動のための場」、「自然保護や防災のための場」などが挙げられる。そしてそれらの機能は多くの場合、設置者がその地域に必要であると判断し、公園が設置される地域の人々が求めた機能である。

ところで、過密な都市において公園は自然発生するものではない。その理由は主に二つあり、第一に公園は収益性がほとんどないにもかかわらず管理・維持にコストがかかるため、そして第二に、そもそも都市で公園を設置できるだけの広さの土地が少ないためである。公園設置のための土地の取得と、それに続く公園の設置、管理・維持は、その実現に計画が必要となる。都市において、「計画」と「土地」なくして公園は生じない。

この特殊な都市・東京において、江戸以前には存在せず、都市の発展とともに数を増や

* 社会科学総合学術院佐藤洋一教授の指導の下に作成された。

した公園が、どういう目的を受けたどういう計画に基づいて、どのような土地に設置されてきたのか。これらを理解することは、東京の特殊な歴史を繙く端緒となる。

1-2. 本稿の目的と方法

本稿は、23区内における公園設置の経緯を明らかにし、その類型化を通して、東京という都市の近代化と変遷を理解することを目的とする。類型化にあたっては、①公園設置に関わる計画・法律を検討し、②個別の公園に関しては、文献や地図等¹⁾から、設置における時代的要請や土地利用の質的变化などを把握し、③対象をいくつかのパターンに分けて、それぞれについて考察を加える。

1-3. 研究の対象

本稿では、具体例として取り扱う公園を東京23区内の都立公園と限定した。23区内に限定した理由は、23区が江戸の範囲を示したいわゆる「朱引き線」内の主だった地域で

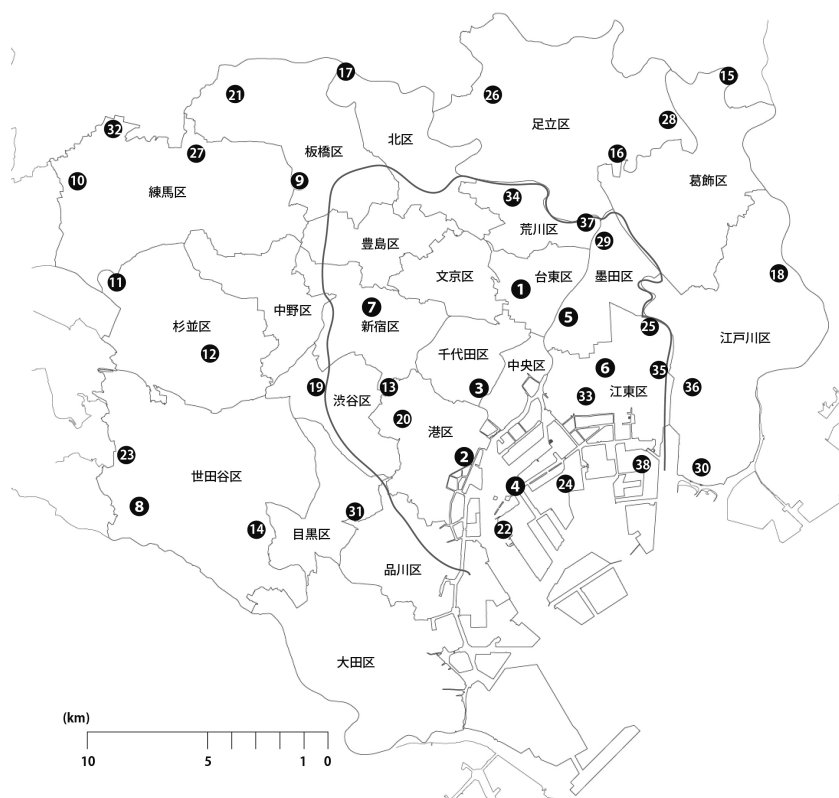


図1 東京23区内における都立公園の分布（番号は表1に対応）

※実線の内側は文政元年（1811）の朱引きの範囲

表 1 東京 23 区内における都立公園

| No. | 設置年 | 名称 | 所在地 | 開園面積 | 前身 |
|-----|------------|------------|----------------------|---------|-------------------------|
| ① | 明治6(1873) | 上野恩賜公園 | 台東区上野公園ほか | 53.85ha | 社寺境内地(寛永寺) |
| ② | 明治6(1873) | 芝公園 | 港区芝公園一・二・三・四丁目 | 12.25ha | 社寺境内地(増上寺) |
| ③ | 明治36(1903) | 日比谷公園 | 千代田区日比谷公園 | 16.16ha | 陸軍練兵場 |
| ④ | 昭和3(1928) | 台場公園 | 港区台場一丁目ほか | 2.99ha | 陸軍品川台場(第三台場・第六台場) |
| ⑤ | 昭和5(1930) | 横網町公園 | 墨田区横網二丁目 | 1.95ha | 陸軍被服廠跡 |
| ⑥ | 昭和7(1932) | 猿江恩賜公園 | 江東区住吉二丁目ほか | 14.50ha | 林野局貯木所 |
| ⑦ | 昭和29(1954) | 戸山公園 | 新宿区戸山二・三丁目ほか | 18.68ha | 陸軍練兵場、及び都営住宅 |
| ⑧ | 昭和32(1957) | 砧公園 | 世田谷区砧公園ほか | 39.17ha | 都営ゴルフ場 |
| ⑨ | 昭和32(1957) | 城北中央公園 | 板橋区桜川一丁目ほか | 26.03ha | 緑地及び立教学院運動場 |
| ⑩ | 昭和34(1959) | 石神井公園 | 練馬区石神井台一丁目ほか | 22.37ha | 緑地及び農地 |
| ⑪ | 昭和36(1961) | 善福寺公園 | 杉並区善福寺二丁目ほか | 7.86ha | 緑地及び農地 |
| ⑫ | 昭和39(1964) | 和田堀公園 | 杉並区大宮一・二丁目ほか | 19.63ha | 緑地、大宮公園から改称 |
| ⑬ | 昭和39(1964) | 明治公園 | 新宿区霞ヶ丘町ほか | 5.730ha | 神宮外苑及び宅地 |
| ⑭ | 昭和39(1964) | 駒沢オリンピック公園 | 世田谷区駒沢公園、目黒区東が丘二丁目ほか | 41.35ha | オリンピック会場 |
| ⑮ | 昭和40(1965) | 水元公園 | 葛飾区水元公園、東金町五・八丁目ほか | 92.15ha | 農地 |
| ⑯ | 昭和41(1966) | 東綾瀬公園 | 足立区東綾瀬一・二・三丁目ほか | 15.89ha | 農地 |
| ⑰ | 昭和42(1967) | 浮間公園 | 板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目 | 11.73ha | 緑地 |
| ⑱ | 昭和42(1967) | 篠崎公園 | 江戸川区上篠崎一丁目ほか | 30.19ha | 農地 |
| ⑲ | 昭和42(1967) | 代々木公園 | 渋谷区代々木神園町、神南二丁目 | 54.05ha | 米軍宿舎ワシントンハイツ及びオリンピック選手村 |
| ⑳ | 昭和45(1970) | 青山公園 | 港区六本木七丁目ほか | 3.84ha | 陸軍射撃場及び引揚者住宅地 |
| ㉑ | 昭和49(1974) | 赤塚公園 | 板橋区高島平三丁目ほか | 25.41ha | 農地 |
| ㉒ | 昭和49(1974) | 潮風公園 | 品川区東八潮一・二番 | 15.49ha | 「13号地公園」から名称変更、埋立地 |
| ㉓ | 昭和50(1975) | 祖師谷公園 | 世田谷区上祖師谷三丁目ほか | 8.95ha | 旧東京教育大学農場跡地 |
| ㉔ | 昭和53(1978) | 夢の島公園 | 江東区夢の島一・二丁目 | 43.32ha | 塵芥集積場、埋立地 |
| ㉕ | 昭和55(1980) | 亀戸中央公園 | 江東区亀戸八・九丁目 | 10.30ha | 日立製作所亀戸工場 |
| ㉖ | 昭和56(1981) | 舎人公園 | 足立区舎人公園、西伊興町ほか | 61.27ha | 農地 |
| ㉗ | 昭和56(1981) | 光が丘公園 | 練馬区光が丘二・四丁目ほか | 60.78ha | 米軍グラントハイツ |
| ㉘ | 昭和61(1986) | 中川公園 | 足立区中川五丁目 | 12.06ha | 日立製作所亀工工場 |
| ㉙ | 昭和61(1986) | 東白鬚公園 | 墨田区堤通二丁目 | 10.31ha | 複数の工場、河川の埋立地 |
| ㉚ | 平成元(1989) | 葛西臨海公園 | 江戸川区臨海町六丁目 | 80.58ha | 埋立地 |
| ㉛ | 平成元(1989) | 林試の森公園 | 目黒区下目黒五丁目ほか | 12.07ha | 農商務省林野整理局林業試験場 |
| ㉜ | 平成2(1990) | 大泉中央公園 | 練馬区大泉学園町九丁目 | 10.30ha | 米軍キャンプ朝霞 |
| ㉝ | 平成4(1992) | 木場公園 | 江東区木場四丁目ほか | 23.87ha | 貯木場 |
| ㉞ | 平成5(1993) | 尾久の原公園 | 荒川区東尾久七丁目ほか | 6.18ha | 旭電化尾久工場 |
| ㉟ | 平成9(1997) | 大島小松川公園 | 江東区大島九丁目、江戸川区小松川一丁目 | 24.92ha | 複数の工場 |
| ㊱ | 平成14(2002) | 宇喜田公園 | 江戸川区北葛西三丁目ほか | 5.98ha | 工場及び宅地 |
| ㊲ | 平成18(2006) | 汐入公園 | 荒川区南千住八丁目 | 12.93ha | 市街地 |
| ㊳ | 平成22(2010) | 東京臨海広域防災公園 | 江東区有明三丁目 | 4.11ha | 埋立地 |

あり、江戸から東京にかけての変遷も取り扱う本稿では範囲として適切であるためである。また、公園の種別を都立公園としたのは、区部に広く分布し、大きさや特色も様々であるためである。表1に研究の対象とする23区内の都立公園を示し、図1でその分布を示す。

1-4. 本稿の構成

2章では、公園設置に関する計画や法律の歴史をまとめた。東京の公園計画と密接に関係する法律や全国レベルの公園計画と、東京個別の公園計画を、それぞれ時代を追って略述した。

3章では、区部都立公園をパターン分けした。公園となる前にどのような土地であったか、また、どのような経緯で公園になったかを基準とした。

4章において、前の二つの章を受けて、計画と土地の観点から東京の近代化や変遷がいかなるものであったかを考察した。

2. 公園関連の計画・法律の歴史

2-1. 江戸における「公園」前史

日本に制度・名称上の公園が現れるのは、明治6年の太政官布達第16号により設置された公園を以ってである。しかしそれ以前にも、他の目的として設置された様々な広場や場所が、現在の公園と類似の用途で使われていた。

その代表的なものは火除地である。明暦の大火（明暦3年）を機に、江戸幕府が市街地に設置した防火帯兼避難場所が火除地であった。実際のところ火除地は、防災目的の場所というだけではなく、社交広場であり、娯楽広場であり、盛り場であり、夏には納涼広場になった。火除地はその性格上、近代以降の公園に通底している側面を持っていた²⁾。

また火除地の他にも、社寺境内地や、桜の名所などの景勝地や行楽地といった場所が、利用のされ方の面で近代的な公園と類似の性格を帯びていた。

2-2. 全国レベルでの公園設置関連の計画・法律の歴史

全国レベルでの公園の設置に関する政令・法律・計画の歴史を見ていくと、いくつかのポイントとなったものがある。それらをまとめると、明治6年の太政官布達第16号→大正9年の（旧）都市計画法→昭和8年の公園計画標準→昭和31年の都市公園法となる。

2-2-1. 明治6年太政官布達第16号

日本の制度上の公園整備の歴史は、先に触れた明治6年太政官布達第16号の公布に始

まる。この政令は、近代的公園の設置・普及のために、太政官から各府県に宛てられたもので、これを機に「最初の 5 公園」（後述）を皮切りとして明治初期に 68 カ所の公園が全国に誕生した。

2-2-2. 大正 9 年（旧）都市計画法

布達第 16 号に続いた全国的な公園設置に関しての法律として、（旧）都市計画法（大正 9 年施行）が挙げられる。同法は、欧米の都市計画を手本とした、初めての明示された都市づくりの基本であった。近代的な都市の一施設である公園が、同法によって事業として明確な位置付けを得た。

2-2-3. 昭和 8 年 公園計画標準

昭和 8 年には「公園計画標準」が都市計画主務官会議で示された。「公園計画標準」は、同年に内務次官通達³⁾として全国に広がった。これは、公園設置計画の分類・配置・設備・敷地などの指針である。「公園計画標準」は、（新）都市計画法が施行される昭和 43 年まで三十余年の長きにわたって準用され続けた。

2-2-4. 昭和 31 年 都市公園法

この歴史の中で、しかしながら公園は独自の法律を得ることができないでいた。昭和 31 年、布達 16 号から 80 年以上の時を経て、ようやく公園は独自の法律を得ることになる。それが都市公園法である。この法律は、それまで政令・都市計画法の一部・計画標準レベルでしか扱われていなかった公園を一つの法律で以って扱ったもので、公園の設置・管理・運営について包括的に定めたものである。同法は自然公園法（昭和 32 年）と並立して、今日の公園に関する根幹の法律となっている。

2-3. 東京における公園関連の計画の特質と歴史

続いて東京の公園に関連する計画の変遷を見ていく。その変遷をまとめると、明治 6 年の太政官布達第 16 号→市区改正計画→大正 13 年の震災復興計画→防空緑地計画→戦災復興計画となる。ここでは、その特質にもふれることで東京という都市がその時代にどういった要望を公園に託していたのかについても言及したい。

2-3-1. 明治 6 年 太政官布達 16 号

先述の明治 6 年太政官布達第 16 号で、東京に日本初の近代的な公園である「最初の 5 公園」が生まれた。すなわち、芝公園・上野公園・浅草公園・深川公園・飛鳥山公園である。この 5 公園用地は全て、社寺境内地であり、明治 4 年の寺社領・境内地上地⁴⁾によ

り太政官が取得していたものであった。

布達第 16 号発令の目的は主に三つあった。一つは、都市を近代化すること。これは欧風化によって数多くの不平等条約の改正を目指し、延いては国庫収入を安定化させるためにも必要な措置であった。二つ目には、かねてより性質上近代的公園の役割を担っていた場所の確定があった。三つ目には、上地の利用が挙げられる。維新直後に上地され、多くが空き地となっていた大名屋敷跡も布達第 16 号の頃には利用され尽くしていた。そのため、太政官には上地された社寺境内地をそのままの形で、つまり転用可能な形で確保する目的があった。

2-3-2. 市区改正計画

布達第 16 号の後に、東京での公園設置を牽引した計画は市区改正計画である。市区改正計画、及びそれに基づく市区改正条例（明治 21 年）は、東京を対象とした広域かつ抜本的な改造計画であった。築港論から道路・鉄道案まで議論が多岐にわたったこの計画は、他の政令や計画と異なり、多様な主体の様々な思惑が絡まりあい、明治 12 年に芽を吹き、紆余曲折を経て大正 3 年に完成を見た長大な計画であった。

市区改正計画は、江戸時代から続く火事や衛生上の問題の解決、都市において必須のインフラ整備や、高い公共性や必要性がある施設を整備する必要に応えるものであった。公園について言えば、この計画において初めて「一定区域に対して計画的に」「人口何万人あたり何カ所」設置するという思想が打ち出された。公園が、都市に必須の施設としてその立場を確立したのである。

なお、市区改正計画には「旧設計」と「新設計」がある。旧設計（明治 22 年）においては日比谷公園を始めとする 49 の公園が設計された。しかしその事業化は芳しくなく、改められた新設計（明治 36 年）で最終的に公園の設計は 38 カ所に減ぜられることとなった。

2-3-3. 震災復興計画

市区改正計画の思想を受け継いで、（旧）都市計画法が大正 9 年に施行される。ほどなく大正 12 年の関東大震災により、復興事業が始まることとなった。

震災時、公園・空地への避難によって助かった市民が非常に多かったことを受けて、復興に際して公園事業は大きな展開を見せる。いわゆる「震災復興公園」創設を目的とした大正 13 年内務省告示第 170 号は、東京に隅田・浜町・錦糸の 3 大公園と、52 の小公園を生み出した（その後、「震災復興公園」は全て区に移管された）。

2-3-4. 防空緑地計画

昭和 13 年・15 年の 2 回にわたって計画決定されたいわゆる「防空緑地計画」は、空襲被害軽減を目的とした防空法（昭和 12 年）を根拠に決定された計画である。

「最初の 5 公園」設置から 50 年以上が経過した昭和初期、公園計画の専門家や都市計画家たちは、営造物として捉えられていた公園をオープンスペースとして見直し始めていた。この計画の根底にはこうした思想的变化がある。先の関東大震災において、公園の防災機能の重要性が認められていたこともあり、都市計画東京地方委員会に設置された東京緑地計画協議会は戦時下において防空法という大義名分を得て緑地計画を推進させることとなった。

防空緑地計画は東京に 28 の緑地公園を計画決定し、その多くは都立公園へと引き継がれることとなる。

2-3-5. 戦災復興計画

相次ぐ大規模な空襲に多くの地域が焼失した東京は、戦災復興院の主導のもと戦災復興計画基本方針（昭和 20 年）に沿って定められた復興都市計画が進められていくことになる。

戦災復興計画において当初決定された緑地は「理想的」なものであり、それぞれの緑地が環状・楔状に結ばれた空前の面積規模のものであった。しかし、財政面への配慮を欠いたこの緑地計画は、事業化の段階に進まず、復興全体の妨げとなるにつれて結果として縮小の憂き目を見た。

しかし、12 年後の昭和 32 年に大規模な計画の整理（いわゆる「昭和 32 年の再検討」）が行われると、都全域における公園・緑地の計画数は大幅に増加することとなる（399 カ所→445 カ所）。これは、最初から土地の公園事業化を目的としない公園計画＝乱雑な市街地・宅地化を防止するための土地保全計画を戦災復興計画に含めることで、都市計画の遂行を促進する目的があった。

3. 土地利用から見た公園設置のパターン

研究対象となる公園の設置を土地利用という観点から捉えると、「敷地転換系」「土地形成系」「土地・区画造成系」「特殊なもの」の 4 分類に整理できた。

それぞれの分類の中で、公園になる以前どのような土地であったかという観点からさらに 8 つのタイプに分けた（図 2）。

3-1. 敷地転換系

過密な都市において公園の用にそのまま供することができるだけの敷地はなかなか存在しない。この系統は、同一の敷地の用途を公園へと転換したもので、公園設置につき大規模な土地の区画・形の変更を伴わなかったものである。

3-1-1. 社寺境内地転換タイプ

敷地転換タイプの公園で代表的なものが、社寺境内地が公園に転換されたものである。上野恩賜公園（寛永寺）や芝公園（増上寺）がその例で、「最初の5公園」のうちの2つでもある。

江戸幕府と縁のあった寛永寺と増上寺が公園に転用されていることは特筆に値する。江戸幕府によって与えられ保護されていた寺院領が、明治新政府に上地され、名実ともに市民のための公園になったことは封建制度の解体＝一つの近代化を色濃く映し出している。

3-1-2. 軍用跡地転換タイプ

明治維新後、軍事力が国家軍隊の形で一つに結集したことに伴って、首府・東京には多くの軍事施設が造られた。陸軍練兵場を代表として、被服廠などの軍事関係施設が東京には多数あった。23区にある都立公園では、日比谷公園・横網町公園・戸山公園・代々木公園・青山公園・光が丘公園・大泉中央公園が軍用跡地から転換された公園である。

軍用跡地を公園に転換せしめる原動力は大きく分けて二つあった。一つは、都市化の進行である。人口増による宅地・市街地面積の増加によって、軍用地が周囲の環境にそぐわないものとなって、閉鎖・移転、その場に公園が造られた。代表的なものは、市区改正設計で計画された日比谷公園である。

そして、敗戦による軍の解体がもう一つの、最大の原動力であった。軍の解体によって軍用地は大蔵省所管の国有地になった。これに対し、戦災復興院計画局長と内務省国土局長の連名で、大蔵省・全国の地方長官に宛てた「軍用跡地を都市計画緑地の決定する件」（昭和21年）が出された。「軍用跡地を都市計画緑地に決定する件」は、2-3-5.で触れた戦災復興計画基本方針（昭和20年）に則って軍用跡地を積極的に都市計画緑地用地として確保することを促すものであった。

3-1-3. 工場跡地転換タイプ

最後は工場跡地が公園になったグループである。これは、全国の交通インフラの整備や、東京の発展に伴って東京都内の工場で生産を行う必要性がなくなり、移転・閉鎖された工場の跡地がそのまま公園になったケースである。亀戸中央公園・中川公園・尾久の原公園がその例であり、1980年～1990年代前半に設置時期が集中している。

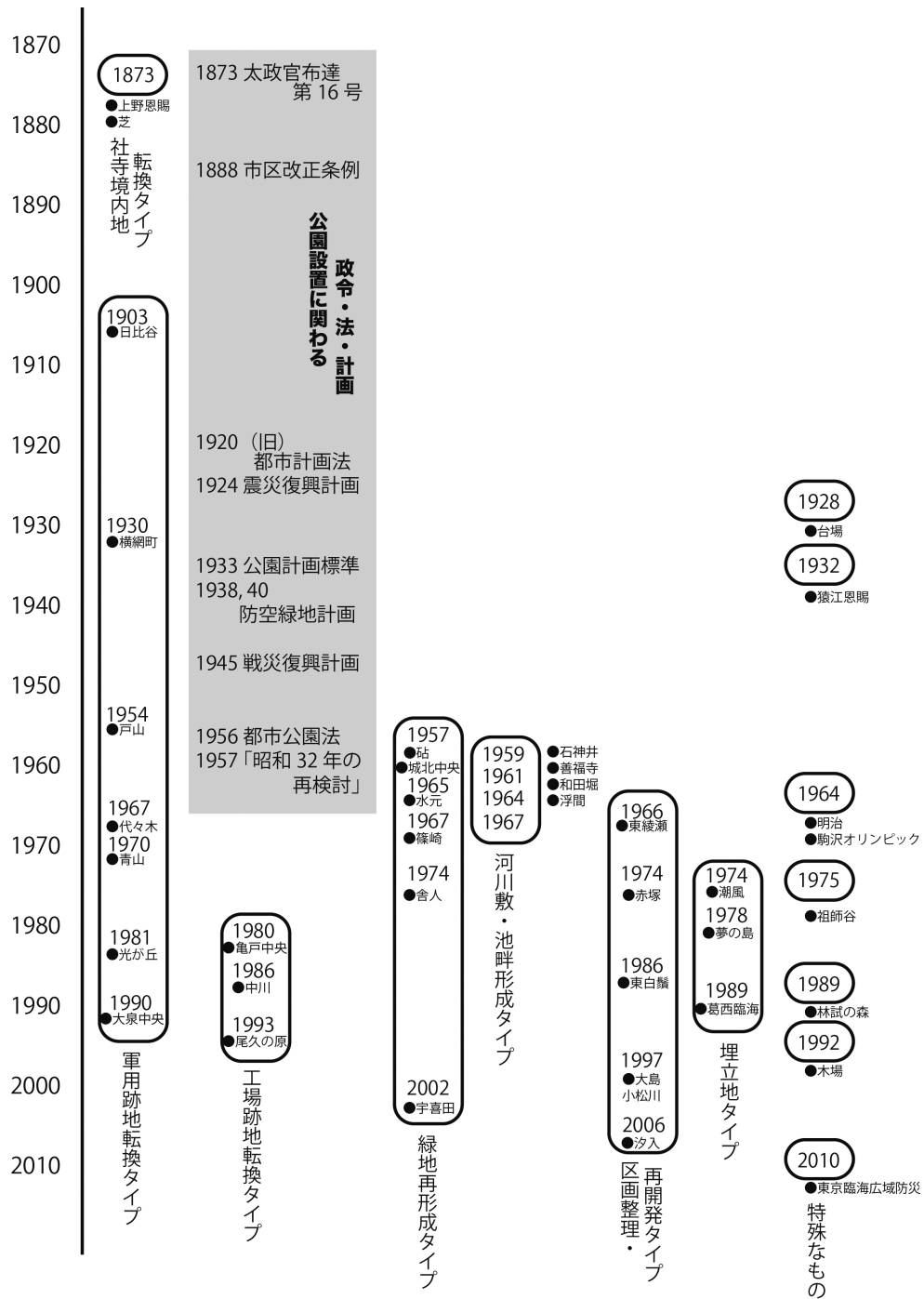


図 2 公園設置に関わる法律等と各類型毎の公園設置の移り変わり

3-2. 土地形成系

二つ目の土地形成系の公園は、もともと農業用地や河川敷周辺といった、ある程度まとまった土地を中心に一つの公園用地となったタイプである。

3-2-1. 緑地再形成タイプ

舎人公園・砧公園・水元公園・篠崎公園をこのタイプとする。これらの公園はもともと、防空緑地計画（昭和13年・15年）によって緑地として決定された。しかしこれらは、戦後の乏しい食糧事情で再度農地に分割・転換されたり、都営のゴルフ場の用に供された。つまり、現在の公園となるまでに第二次世界大戦とその敗戦により、緑地・公園という用途から別の用途へと切り替わった経緯をもっているのである。

23区の周縁部に分布するこれらの公園は、土地がまとめられて再び設置されるまで期間があった。この期間はそのまま、戦後に食糧事情が回復するまでに要した時間や、市街化・宅地化が都心周縁まで及ぶのに要した時間でもあったと理解できる。ちなみに、防空法は戦後に廃止となり、公園設置は都市計画法が新たに根拠となった。

3-2-2. 河川敷・池畔形成タイプ

石神井公園・善福寺公園・和田堀公園・浮間公園は、河川敷や池のほとりに作られた公園である。市街化や宅地化の及びにくい河川・池沼周辺は、一部農地として利用されていたところもあったが、もともと一般に市民の憩いの場として利用されていた。

また、浮間公園は鉄道敷設に伴う河川の埋め立てによって残され、池となった部分を囲む公園である。河川や池は土地の計画・土地の利用のされ方を強く決定付けるものであるため、都市の発展と互いに影響を及ぼしあっている。

3-3. 土地・区画造成系

区画整理や再開発、埋め立てによって生じた土地に造られた公園をこの系統に分類する。

3-3-1. 区画整理・再開発タイプ

防空緑地計画に緑地として決定されていたものの、実現せず、区画整理事業の一環で設置された赤塚公園や、区画整理・再開発事業に伴い複数の工場の跡地・河川を埋め立てた土地をまとめることで用地を造成した東白鬚公園・汐入公園・大島小松川公園はこのタイプである。東綾瀬公園も区画整理事業によって水田をまとめたことで生じた土地に造られた。JR常磐線綾瀬駅の北側に点在する広場を、逆さまにしたUの字を描くように緑道で繋いだこの公園は、駅周辺の乱雑な開発を防止し、従来の緑を残そうとした意図が窺え

る。

区画整理や再開発は、公園設置をその事業に含むか否かにかかわらずそれ自体が計画である。そのため、区画整理・再開発の一環としての公園設置事業は、他のタイプで触れてきたような単発の公園の設置事業よりも、その必要性が地域により強く根ざしたものだといえる。

3-3-2. 埋立地タイプ

潮風公園・夢の島公園・葛西臨海公園・東京臨海広域防災公園は、埋立地に造られた公園である。歴史を古くまで遡れば、現在東京都 23 区で海岸線から離れている多くの場所も埋立地であった。しかし、江戸時代の埋立地と現在埋立地と聞いて想起される土地には質的な違いがあると思われるため、今回は戦後に埋め立てられた土地を埋立地として扱いたいと思う。

これらの公園は首都高速道路湾岸線の足元や、そばにほぼ等間隔で設置されていることにも注目したい。70 年代半ばから 10 年ほどかけて開通した首都高速道路湾岸線は、埋め立てによる陸地の拡大をもとに、湾をまたいだ東西の交通を可能にした。災害時や重大な事故の際、一部海の上を走る首都高速道路湾岸線からの避難先として、これらの公園は大きな役割を果たすことになるであろう。

3-4. 特殊なもの

先に挙げた三つの系統に属さない公園ももちろんある。台場公園・猿江恩賜公園・林試の森公園・祖師谷公園・明治公園・駒沢オリンピック公園・木場公園がそれにあたる。前身となる土地が非常に特殊なものが多いこのパターンは、2 章で触れたような計画で包括的に決定されたものではなく、単発の公園計画によって造られた。

台場公園は臨海防衛の必要性が弱まり史跡として開かれた。猿江恩賜公園は工部省→宮内省と所有が移った土地が、下賜されて公園として設置された。林試の森公園は、農商務省林野整理局の林業試験場が移転した跡地に造られたもので、前身が旧東京教育大学農場跡地である祖師谷公園と経緯が似ている。昭和 39 年のうちに連続して開園した駒沢オリンピック公園と明治公園は、同年に行われた東京オリンピックに関連して整備された。江戸時代から材木業者が集まっていた木場の一大貯木地帯をまとめ、埋め立てた土地に造られた木場公園の設置からは産業の変化も見取れる。

4. 公園設置から見る東京の変遷

以上をふまえ、公園設置の計画と設置された空間を切り口として、東京の変遷を概観し

ておきたい。

まず、明治維新後の時期においては敷地転換系の社寺境内地転換タイプが集中している。これは、包括的な都市計画が存在しなかったために新政府が江戸の地割をそのまま引き継ぎ、利用したことを傍証している。維新後においては、江戸期に頻発した火災等の危険性も解消されないまま、急速な市街化・宅地化といった問題にも直面した。その解決策としての市区改正計画の一部として計画されたのが日比谷公園であった。その前身となった軍用地である日比谷練兵場も維新後に大名屋敷跡地からの転換で生み出されたものである。軍用跡地転換タイプの公園がすでにこの時期から現れていることは、維新後の東京都心部での近代化のスピードの速さを物語っているといえよう。

続いて、関東大震災が東京に与えた影響を公園から考えたい。震災後の公園事業の規模的拡大は、東京に多くの公園を生み出す端緒となった。そしてこの震災は、公園を近代都市におけるレクリエーションの場のみならず、オープンスペースとして捉える見方を広める機会ともなった。江戸時代においては、オープンスペースとしての火除地が近代公園にも共通するレクリエーション的性格を持ったのとは逆方向に、震災は公園をオープンスペースとして捉える価値観をもたらし、定着させたのである。そしてこの考え方は、のちに大公園となる戦時体制下の防空緑地を生み出す思想的基盤を準備したといえるだろう。

次に戦後復興期の東京を公園から考える。連続した軍用跡地転換タイプ公園の設置と、防空法を根拠にした防空緑地の公園化（緑地再形成タイプ）は、戦後の象徴的な変化であるが、すぐに実現せず、実際には長いタイムラグがあった。戸山公園が軍用跡地転換タイプとして昭和 29（1945）年に開設されるが、次の代々木公園まで 10 年以上を待たねばならなかった。代々木公園を含めたこれ以降の軍用跡地転換タイプの公園は、全て米軍による土地接収の解除後に開設されたものであり、タイムラグは接収解除までにかかった期間である。東京は他国の軍隊が、現在公園があるような身近な場所に駐留していた時期があったことを示している。一方、防空緑地の公園化におけるタイムラグは食糧難による一時的な農地化を経たことに起因するもので、東京の戦後食料事情の安定までに要した時間と受け取れる。

最後にその後の変化を見ておこう。1960 年代から土地・区画造成系公園が出現し始める。区画整理・再開発タイプの嚆矢となった東綾瀬公園、それに続く赤塚公園は、公園化以前は農地であったことから、この時代に市街化・宅地化が 23 区の隅々まで行き届き始めたことが窺える。また、同じく区画整理・再開発タイプであり、それぞれ前身に工場を含む東白髭公園・大島小松川公園の開設は、工場跡地転換タイプの公園の登場と同じ 1980 年代である。これらの公園が川沿いにあることにも注目したい。水運交通の盛んであった江戸・東京の工業的な河川利用が、この時期にすでに役割を終えていたことが公園の設置からも分かるのである。

注

- 1) 末松四郎 (1981) 『東京の公園通誌 上』『東京の公園通誌 下』郷学舎、日本公園百年史刊行会 編 (1978) 『日本公園百年史—総論・各論—』『日本公園百年史—附表—』日本公園百年史刊行会、<スマートフォンアプリ>「東京時層地図」バージョン 1.3.0 を参照した。
- 2) 火除地はその性格上、近代以降の公園に通底している側面を持っていた。日本公園百年史刊行会 (1978) 『日本公園百年史—総論・各論—』 pp. 20-21
- 3) 首都の都市計画を決定する東京地方委員会の会長には、当時の内務省のナンバー2である内務次官があたることになっていた。内務次官の通達は権威があった。
- 4) 民間から幕府・政府に召し上げられた土地のこと。

参考文献

- 石川幹子 (1997) パークシステム論の近代都市計画への貢献. 井手久登 (編著) 『緑地環境科学』1 章 1 節. 朝倉書店
- 越澤明 (2001) 『東京都市計画物語』筑摩書店
- 末松四郎 (1981) 『東京の公園通誌 上・下』郷学舎
- 高橋理喜男・井手久登・渡辺達三・亀山章・勝野武彦・興水肇 共著 (2001 年訂正版) 『造園学』朝倉書店
- 鳴海邦碩・田端修・榊原和彦 編 (1998) 『都市デザインの手法 改訂版』学芸出版社
- 日本公園百年史刊行会 編 (1978) 『日本公園百年史—総論・各論—』『日本公園百年史—附表—』日本公園百年史刊行会
- 平澤毅 (1997) 江戸時代の公共緑地政策. 井手久登 (編著) 『緑地環境科学』1 章 2 節. 朝倉書店
- 藤森照信 (2004) 『明治の東京計画』岩波書店
- 船引敏明 (1997) 都市計画制度における緑地保全思想と制度の発展. 井手久登 (編著) 『緑地環境科学』1 章 4 節. 朝倉書店
- 松山恵 (2014) 『江戸・東京の都市史』東京大学出版会
- <ウェブサイト>
- 東京都建設局「都立公園・庭園一覧」(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kouen/kouenannai/ichiran.html>) 及び各公園個別ページ 2015 年 12 月アクセス
- 首都高ドライバーズサイト「首都高の歴史」(<http://www.shutoko.jp/fun/history/>) 2015 年 12 月アクセス
- <スマートフォンアプリ>
- 「東京時層地図」バージョン 1.3.0

